2012 年度 小委員会活動成果報告

（2013 年 2 月 15 日作成）

<table>
<tr><td>小委員会名</td><td>建築専門家の行政訴訟参加に関する
研究小委員会</td><td colspan="2">主　査　名：杉山義孝
就任年月：2010 年 4 月</td></tr>
<tr><td>所属本委員会
（所属運営委員会）</td><td>建築法制委員会</td><td colspan="2">委員長名：赤崎弘平</td></tr>
<tr><td>設　置　期　間</td><td colspan="3">2010 年 4 月～2013 年 3 月</td></tr>
<tr><td>設　置　目　的
各年度活動計画
（箇条書き）</td><td colspan="3">　建築ストック社会では、建築行為はすでに建築物が建築されている既成市街地内で行われることがほとんどとなり、新築も建て替えを中心として建築される。このことは周辺との関係において緊張を呼び起こすことも多くなる。
　さらに建築基準法では指定確認検査機関による確認が主流となったことにより、従来特定行庁による行政処分としての建築確認から、契約による建築確認となった。このことは早く確認が下りることを希望するクライアントの意向に沿う確認に陥る危険性もあり、また建築確認の厳格化による事前明示された法基準への適合という建築確認になり、判断の画一化に繋がりやすい側面を有している。
　こうした状況にあって、関係住民の問題意識の高揚と、問題を訴訟により解決することに対して心理的な抵抗も少なくなり、行政訴訟が提起されることが増えており、さらに今後増大していくことが想定される。
　現行の裁判制度では、建築の専門家が、裁判側で参加する専門委員制度があるが、行政訴訟においてはほとんど活用されていないのが実情である。
　本研究では、行政訴訟において、建築専門家の活用の必要性と重要性及びその効果について調査研究を行うものである。
●初年度：
・日本における建築紛争（裁判）の仕組みの実態を明らかにする。
・諸外国における建築裁判の実態を調査する。
・日本の建築に関する行政訴訟判決を収集整理する。
●２年度：
・日本の建築行政訴訟判決に関して判決の判断と建築専門家としての判断の比較検討を行う。
・建築専門家の専門委員としての活用の実情を把握する。
●３年度：
・比較検討のとりまとめを行う。
・建築専門家の位置づけと役割の重要性や限界について明らかにする。
・建築専門家の行政訴訟への参加の在り方に関してとりまとめを行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委員構成
（委員名（所属））</td><td colspan="3">委員公募の有無：有</td></tr>
<tr><td colspan="3">主査　杉山義孝（日本建築防災協会専務理事）
幹事　飯田直彦、西野加奈子（建築･住宅国際機構事務局長）
委員　有田智一（筑波大学准教授）、大村謙二郎（筑波大学教授）、加藤仁美（東海大学工学部建築学科教授）、川崎興太（福島大学共生システム理工学類准教授）、五條渉（建築研究所住宅・都市研究グループグループ長）、高橋栄人（宇都宮共和大学）、竹市尚広（竹中工務店設計本部）、富田裕（神楽坂キーストン法律事務所、弁護士）、日置雅晴（早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士）、松本光平（明海大学名誉教授）、柳沢　厚（C-まち計画室代表）</td></tr>
<tr><td>設置 WG
（WG 名：目的）</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>2012 年度予算</td><td>60,000 円</td><td colspan="2">ホームページ公開の有無：有
委員会 HP アドレス：
http://www.aij.or.jp/gakujutsushinko/g-000/g030-12.html</td></tr>
</table>

項　　目	自己評価
委員会開催数	5 回（年度内計画を含む）
刊行物	なし
講習会	なし

催し物	なし
大会研究集会	なし
対外的意見表明・パブリックコメント等	なし
目標の達成度 **（当初の活動計画と得られた成果との関係）**	2012 年度の達成項目は下記のとおり。 ①行政訴訟に係る判決を、テーマ別に収集しフォーマット化した。 ②収集した判決について、建築専門家の立場から分析検討を行った。 ③分析検討を行った判決について、整理検討を行った。 ④諸外国の建築行政裁判制度の資料収集、検討を行った。 ⑤収集した判決、および分析検討した結果をまとめ資料集を作成した。
委員会活動の問題点・課題	１．行政訴訟において、技術的事項を司法制度に載せて議論する場合の司法側の対応の問題点や課題が浮き彫りになった。 ２．司法制度において、技術的事項を評価するに際しては、法制度上の考え方に関して充分知見を得る必要があることが認識された。 ３．建築学会の司法支援会議では民事訴訟に関しては鑑定人の推薦等、裁判への連携体制ができているが、行政訴訟においては建築専門家の関与がない状況である。